

災害救助法の対応から新たな支援策への移行

「資料2」

仮設・借上げ住宅の供与期間を更に1年延長（6年間）し、平成29年3月までとする。

※6月15日決定

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

○考え方

- 避難指示区域以外の避難者への仮設・借上げ住宅の供与期間を平成29年3月まで1年間延長するとともに、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策に取り組む。
- 避難者意向調査の結果を踏まえ、帰還や生活再建に結びつく新たな施策を重点的に展開する。

○避難者意向調査の結果

- 住居に対する要望
「応急仮設住宅の入居期間の延長」を望む方が、48.7%となっている。
- 今後の意向について
 - ・県内避難者では「被災当時の居住地と同じ市町村に戻りたい」が37.3%で最も多い。
 - ・県外避難者では「現時点では決まっていない」が31.6%で最も多い。
- 避難者の求める主な支援策
 - ・東京電力の損害賠償に関する情報提供
 - ・健康や福祉に関する支援
 - ・生活資金に関する支援
 - ・住宅再建の支援

○新規・重点施策

〈検討を進める施策〉

- ・借上げ住宅等から県内の恒久的な住宅への**移転費用の支援**（27年度～）
- ・低所得世帯等に対する**民間賃貸住宅家賃への支援**（29年度～）
- ・避難者のための**住宅確保（公営住宅等）**への取組
- ・**避難者のコミュニティ活動の強化**

電話相談窓口の設置

帰還・生活再建にかかる専用の電話相談窓口を設置します。

帰還・生活支援相談会

県職員や住まいの専門家などを避難先(他県等)に派遣し、相談会を開催します。(平成27年7月～ ※避難者の多い都県を中心に実施)

○生活再建支援策の継続・拡充

〈健康・福祉・子育て〉

- ・県民健康調査事業
- ・被災者の心のケア事業 等

〈住まい(転居含む)〉

- ・福島県住宅復興マッチングサポート事業
- ・ふくしま定住・二地或居住促進支援再生事業等

〈リスクコミュニケーション〉

- ・放射線・除染に係るセミナー現地視察会
- ・食の安全・安心推進事業 等

〈生活支援〉

- ・被災地僻地提供事業
- ・母子避難者等高齢者無料化支援事業 等

〈生活資金〉

- ・生活福祉資金貸付等補助事業
- ・母子(父子)福祉資金貸付事業

〈除染〉

- ・市町村除染対策支援事業
- ・除染情報視覚化事業

〈放射線〉

- ・緊急時・広域環境放射能監視事業
- ・学校給食検査体制支援事業 等

〈就学(教育)〉

- ・被災児童生徒等就学支援事業
- ・ピュアハートサポートプロジェクト 等

〈就労〉

- ・ふくしま回帰就職応援事業
- ・ふるさと福島Fターン就職支援事業 等

〈賠償〉

- ・原子力損害賠償法律等相談事業
- ・原子力損害賠償巡回相談事業